

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>地域活性化総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充 (国9)(法人税:義) (地7)(法人住民税、事業税:義)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	要望の内容	<p>総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区において適用されている法人税に係る①投資税額控除、②特別償却(①、②については、事業者の判断により、いずれか1つの選択制)をロボット関連事業及び観光関連事業等に限定し地域活性化総合特区においても導入する。</p> <p>①、②特別償却・投資税額控除</p> <p>■特区内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた事業のうち、ロボット関連事業及び観光関連事業等を行うために設備等(以下に掲げるものに限る。)を取得等してその事業の用に供した場合には、その取得価額の50%(建物等については25%)の特別償却又は15%(建物等については、8%)の税額控除のいずれかの選択適用ができる特例措置を適用できる。</p> <p>ただし、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとする。また、同一事業年度においては、所得控除制度と選択適用とする。</p> <p>■対象とする設備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定地域活性化総合特別区域計画に定められた事業のうち、ロボット関連事業及び観光関連事業等の用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物 ・取得価額が次の設備等の区分に応じ、次の金額以上であるもの <p>機械・装置：2,000万円以上 器具・備品：1,000万円以上 建物・附属設備・構築物：1億円以</p>
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成23年度：創設 平成25年度：拡充(適用対象事業の追加)</p>
6	適用又は延長期間	平成26年度及び平成27年度の2年間
7	<p>必要性等</p> <p>①：政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持</p>

			続的發展を図る。)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦総合特区の推進
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により、地域力を向上させる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・各特区における地域活性化総合特別計画目標の進展 ・各特区内における新規設備投資額の増加 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的發展に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	31 法人の適用があると想定。 なお、具体的には次の2特区から要望あり。 ア) さがみロボット産業特区 企業数：28社 ※過去の神奈川県における企業誘致の実績から想定 ①大企業 6社 ②中小企業 22社 イ) 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 企業数：3社
		② 減収額	10.75 億円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成24年度～平成26年度) 地域活性化の事業に取り組んでいる企業が設備投資する際に法人税の軽減を受けることで民間投資を促進させ、自立的・持続的な経済成長に寄与することができる。 ----- 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成26年度～平成27年度) 上記2特区において、機械・装置に対する設備投資額が年間31.8億円、建物等に対する設備投資額が年間88億円になることが見込まれる。 ----- 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成24年度～平成26年度) 租税特別措置が失われれば、ロボット関連事業及び観光関連事業等を行う企業の集積が十分に進まず、地域資源を最大限活用するために必要な事業が十分に実施されない結果、日本再生のモデルとして国内に広く波及するようなビジネスモデルを生み出すことが困難となり、地域力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 26 年度）</p> <p>法人税の軽減措置を呼び水として、ロボット関連事業及び観光関連事業等を行う企業の集積が図られることにより、減収額を上回る追加的な税収が期待できる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	民間投資を喚起し民間設備投資の促進を図るためには、財源の制約のある財政措置ではなく、特別償却又は投資税額控除の租税措置を講じることが最も適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	総合特別区域法第 5 条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 8 月